

第352回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和3年11月24日（水）9:30～10:06

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第352回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。

議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 おはようございます。第1部につきましては公開案件であります、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められております状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきまして情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにさせていただきたいと考えております。念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、ただいまお話のあったとおりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題の1、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 では、資料3を御覧いただけますでしょうか。これまでと基本的に同じ内容でございますが、ポイントを御説明させていただきます。

5行目を御覧ください。以下の申請者から11月18日及び19日付で経済産業大臣宛てに、

通常の約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。申請者につきましては記載のとおりでございます。

44行目から申請の概要が記載してございます。

次のページの72行目から電気についての詳細でございます。

81行目に前回からの違いを記載してございます。前回に認可等したものからの変更点といたしましては、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年8月から11月の検針分について、それぞれさらに1ヵ月延長するものでございます。ただし、既に5ヵ月延長している昨年3月から本年7月の検針分につきましては、それ以上の延長をいたしません。

さらに新しく12月検針分についても、支払期限を1ヵ月延長するというのが前回の認可等したものからの変更点でございます。

92行目からガスについて、でございます。101行目から前回認可等したものからの変更点でございます。これにつきましては、本年8月から11月の検針分につきましては、それぞれさらに1ヵ月延長するものでございます。ただし、昨年2月から本年7月までの分につきましては、5ヵ月延長しているところは延長いたしません。それから、12月の検針分につきましては、支払期限を1ヵ月延長するという内容でございます。

121行目、経済産業大臣への回答でございますが、本申請の許可条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件として、認可等して差し支えないものと事務局としては考えてございます。これを踏まえまして、資料3のとおり、委員会として本申請を認可等することに異存がない旨回答することといたしたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから何か御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんで、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたし

ます。どうもありがとうございました。

それでは、議題の2、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定の建議について」に関し、田中NW事業監視課長から御説明お願いいたします。

○田中NW事業監視課長 NW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4を御覧いただけますでしょうか。「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定の建議についてということでございます。

趣旨でございます。料金制度専門会合での整理を踏まえ、バランシンググループ内におけるインバランス料金の連帯債務のリスクに関して、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、「本指針」）等の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議いただきたいというものでございます。

主なポイント、経緯でございますけれども、ことしの8月に開催されました資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、BGを組成している場合における小売電気事業者のリスク評価・管理の在り方等について議論が行われたところでございます。

その中で、BGに所属する小売電気事業者がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、当該連帯債務のリスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討することとされたものでございます。

これを踏まえまして、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクの在り方について、本委員会の料金制度専門会合第9回、第10回において議論が行われまして、以下の内容を本委員会に報告することで御意見が取りまとめられたところでございます。

18行目、2. 料金制度専門会合からの報告内容ということでございます。

まず(1)といたしまして、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクに関して、本指針について次の改定を行うべきであるということで、本指針に、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となるに当たって、BG内においてはインバランス料金の連帯債務があることを踏まえ、当該リスクについては、BGに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理、インバランス料金負担を委託先に委託するといった選択肢もあるということを併せて説明することが望ましい旨追記をします。

また、本指針に、小売電気事業者は、BG内のインバランス料金の連帯リスクに鑑み、

B Gに所属する以外の選択肢があることを前提として、リスクや事務コストを踏まえて、B G所属について判断することが望ましい旨、追記すると。

また、参考事例集にB G内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた子B Gによるリスク管理に関する参考事例を追記するというものでございます。

また、36行目以下、(2) でございますけれども、B G内のインバランス料金の連帯債務については、過去の電気料金審査専門会合においても、インバランス料金は責任範囲を特定できないと整理されていたわけですが、当該インバランス料金の性質、足元で何ら変わっておらず、現状においてもインバランス料金を分割債務とする合理的な算式方法がないこと、また各B Gは通常時に利益を享受しているにもかかわらず、一定の場合にその不利益を負担させないというのはルール性を見出すことができないことといった理由から、現状の制度を維持することが適当であるということとしております。

43行目でございますが、上記2. の(1) の点に係る改定が必要と考えられるため、次の資料4-1のとおり、本指針等の改定について経済産業大臣に建議することとしたいというものでございます。

後ろのほう、資料4-1、建議となっておりますけれども、内容に関してはただいま御説明した内容を建議するということになっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。

それでは、ございませんようですので、事務局から御説明のあったとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の3、託送料金制度(レベニューキャップ制度)の詳細設計について(取りまとめ)に関し、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長     それでは、資料5を御覧いただけますでしょうか。託送料金制度(レベニューキャップ制度)の詳細設計についてということになっております。

趣旨でございますけれども、第201回通常国会におきまして、「強靱かつ持続可能な電気

供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立いたしましたして、2023年度よりレベニューキャップ制度が導入されることとなりました。レベニューキャップ制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する当委員会が積極的に検討していくことが必要と考えられることから、資源エネルギー庁より詳細検討のタスクアウトを受け、検討を行ってきたものでございます。今般、第10回料金制度専門会合での議論を踏まえ取りまとめが行われたため、その内容について御報告をするというものでございます。

主なポイントというところでございますけれども、レベニューキャップ制度の導入に当たりましては、一般送配電事業者に必要な設備投資を確実に計画・実施させるとともに、その設備投資が能率的に行われるよう、その制度設計の詳細を検討していくことが重要といった視点を踏まえまして、当委員会では令和2年7月より料金制度専門会合及び専門性の高い詳細な論点について議論、検討を実施するため、料金制度専門会合の下に実施した料金制度ワーキンググループにおいてさらに詳細な必要な検討を進めてきたというところでございまして、これまで料金制度専門会合を計8回、料金制度ワーキンググループを計6回開催いたしまして、令和3年11月までにレベニューキャップ制度設計の詳細設計を完了し、取りまとめられたものでございます。

したがいまして、本委員会において取りまとめた内容を資源エネルギー庁の持続可能な電力システム構築小委員会において御報告をすることとしたいというものでございまして、内容としては後ろのほうに中間取りまとめということで、ワードファイルの縦のものを取りまとめさせていただきまして、またその後ろには詳細参考資料ということで、パワーポイントの資料を添付させていただいているところでございます。

中間取りまとめのポイントというところに関してざっと御説明させていただきたいと思っております。こちら中間取りまとめということになってございます。

以下でございまして、4ページでございしますが、はじめにということで、新たな託送料金制度の導入の背景・趣旨ということで、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、必要な投資の確保ということとコスト効率化を両立させて、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを目的として、レベニューキャップ制度が導入されることとなったということでございます。

また（２）といたしまして、資源エネルギー庁からのタスクアウト事項ということで記載しておりまして、続きまして5ページでございしますが、先ほど御説明した監視委におけ

る議論経過ということについて記載しております。

5 ページ、2. 以下ということで、レベニューキャップ制度の大枠について記載しております。(2) で指針の位置づけということに記載しておりまして、6 ページ、(3) で規制期間 5 年ということを規定しております。

3. 以下で目標設定に当たっての基本的な考え方ということや、7 ページにおきまして目標設定のインセンティブの類型については、翌規制期間の収入上限の引上げ、引下げであったり、レピュテーションインセンティブを付与するといったこととしているということでございます。

8 ページ、9 ページにおいて、一定期間に達成すべき目標の一覧ということで記載しております。

また、9 ページの(2)においては、収入上限の引上げ、引下げのインセンティブを付与する各項目についての詳細なそれぞれのデータ採録、評価方法であったり、インセンティブの内容に関して記載しているところでございます。

12 ページでインセンティブの水準について記載しているところでございます。

また、13 ページにつきましては、レピュテーションインセンティブを設定、評価する項目についての設定、評価方針であったり、ステークホルダー協議の設定ということについて記載しております。

また、14 ページでございますけれども、第 2 規制期間に向けて検討を深める事項ということで、一送の定電量につきましては、第 1 規制期間は低圧電灯需要家を対象としたわけですが、第 2 規制期間に向けてはそれ以外の需要種の評価に向けても、データの採録等を行って開始していくということでまとめているところでございます。

15 ページ以下は収入上限の算定方法というところで、収入上限算定の全体方針について記載しておりまして、15 ページ以下ということでは、O P E X の査定に関してということで記載しております。

16 ページ以下では O P E X の各統計査定の手法に関して記載しておりまして、17 ページで重回帰分析を統計手法として採用することであったり、重回帰分析に当たっての詳細な方法に関して、改めて 16 ページ、17 ページ、18 ページで記載しているところでございます。

また、19 ページ以下ということにつきましては、C A P E X 査定ということで、基本的に設備投資額を投資量と投資単価に分類して行うということを基本にしております。

また、20 ページ以下で投資量の確認方法ということで、連系線、基幹系統、ローカル系

統、配電系統、更新投資というところについてのそれぞれの投資量の確認方法を記載しております、21ページ以下ということでは単価の査定方法ということで、こちらにつきましては22ページ以下におきまして、重回帰分析が利用可能なものについては、重回帰で横比較の査定を行うとともに、重回帰の決定係数が十分でないものについては、中央値を用いた事業者間、一般送配電事業者間の比較査定ということと、高額案件については個別査定を実施するというようにしているものでございます。

23ページ、24ページについても、重回帰ということと中央値による査定を行っていくということで、改めて記載しているものでございます。

25ページ以下につきましては、その他投資の査定方法ということであったり、また26ページ以下でその他費用ということで、修繕費や賃借料その他の費用に関しての査定方針というところを改めて記載しているところでございます。

29ページ以下につきましては、制御不能費用についてということで、制御不能費用についての対象費用の一覧ということについては29ページのとおりというところで、また自己検証を行った結果、事後的に必要な調整を行うという費用については、30ページの費用の一覧ということになってございます。

31ページ以下は、事業報酬ということで、事業報酬率については様々な観点から御議論いただいたわけですが、第1規制期間については暫定的に自己資本比率30%を維持することが妥当ということで整備を行っているところでございます。

また33ページ以下、効率化係数ということについては、野心的な値ということで約2.5%/5年という比率を設定しているところでございます。

また34ページ以下につきましては、投資量、費用変動の調整についてということで記載しているところでございます。

35ページ、各費用算定において課題及び第2規制期間に向けて検討を深めるべき事項ということについては、OPEX査定につきましては、第2規制期間に向けて機能別の費用を用いた横比較を行う等、さらに精緻な統計査定のプロセスを導入することを目指すということであったり、CAPEX査定については一部重回帰の決定係数が出なかった費目があったわけですが、それについてもより細分化されたデータの採録等、必要な詳細な分析を進めるということで整理しております、また36ページの③適切な自己資本比率ということについても、第2規制期間の自己資本比率については、第1規制期間における推移や、分社化後の財務方針等も確認をした上で、その設定方法についても抜本的な見直しを実施

するというようにしていたものでございます。

５．につきましては、事業計画として提出する項目ということで、以下各項目について記載しているということで、40ページまで各項目記載しているところです。

41ページ以下につきましては、実績収入と収入上限の乖離の調整ということで、実績収入と収入上限の乖離については、基本的には翌期において調整するわけですが、一定の基準に該当した場合には期中に調整するといったことで整理しております。

利益損失の扱いについては、基本的に期中は全額留保した上で、翌規制期間については一送が判断することとし、系統利用者に半額を還元するといったことで記載させていただいております。託送料金の算定に係るルールについては、託送料金の算定、費用配賦、レートメイクということについては、まずは第1規制期間に向けては収入上限の設定及び発電側課金の導入に係る制度整備を行うことといたしまして、今後第2規制期間に向けては——需要側の託送料金の算定については、第1規制期間については現行ルールを適用することといたしまして、今後第2規制期間に向けては託送料金の算定における必要な見直しの議論を慎重に進めていくこととされたものでございます。

また9．に関しては、各項目それぞれということで、各調整の具体的な方法ということであつたり、廃炉等負担金の取扱いや配電事業者参入に伴う対応、また指定供給区域制度導入に伴う対応といったことに関して44ページまで記載しているということでございます。

45ページ以下、終わりにということで、46ページ以下についてはこの審議会の委員名簿やこれまでの開催実績ということで改めて整理しているものでございます。

また、資料5－2といたしましては、これまでの検討いただいた資料など、あるわけでございますけれども、託送料金制度中間取りまとめの詳細参考資料ということで、パワーポイントの資料も詳細参考資料ということで、中間取りまとめに添付することとしたいと考えているところでございます。

以上の取りまとめ内容を資源エネルギー庁の構築小委において御報告することとしたいというものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思っております。よろしく願います。特にございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。では、事務局からの御説明のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。事務局においては、必要な対応を行うようお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、議題４でございます。「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について」に関しまして、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料６を御覧いただけますでしょうか。ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価についてということでございます。

趣旨といたしましては、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について、11月15日に開催された料金制度専門会合におきまして、法令に基づく事後評価に関して事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告するというものでございます。また、当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長への意見回答について御審議いただくというものでございます。

まず１．11行目でございますけれども、2021年11月１日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から本委員会宛てに意見を求められたガス導管事業者の2020年度託送収支につきまして、11月15日の料金制度専門会合におきまして、事後評価に関して事務局にて行った評価を確認いたしました。今回その結果について報告するものでございます。

また、２．でございますけれども、経済産業大臣及び経済産業局長への回答ということでございまして、その内容ということでございますが、まず（１）事後評価の対象事業者につきましては、以下の６社については、2020年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したということでございまして、東海ガス、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力、四国電力ということになってございます。

また、以下の６社については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス５％を超過したものでございまして、釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガスということでございます。

なお、これらの会社のうち福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について、合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外ということになっております。

したがって、それら２社を除く事業者については、期日までに託送供給約款の料金値下げ届出が行われない場合には、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う

こととなっております。

また、対象事業者全体の確認結果は別紙になっております。

以下、後ろのほうにつきましては、資料6－1といたしまして、料金制度専門会合における事後評価の資料を添付しております。

また、この後ろの資料6－2、27ページ以下につきましては、経済産業大臣及び各経済産業局長宛ての意見回答の内容を添付いたしているところでございまして、最後のページ数でいきますと、44ページ以下については対象事業者全体のストック管理、フロー管理の確認結果についても参考資料として添付しているということになってございます。

以上御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、事務局から御説明のありましたとおり、委員会として経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論はございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答することといたしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題5、「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤管理官から御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。資料7を御覧ください。ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価についてでございます。

趣旨の欄を御覧ください。旧一般ガスみなしガス小売事業者6社のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2021年11月15日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、大臣への回答について御審議いただきたいものでございます。

主なポイントを御覧ください。まず14行目ですが、1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果でございます。

次ページに料金制度専門会合資料を添付してございます。

スライド4を御覧ください。リードの3つ目のぼつを御覧ください。今般、2021年11月1日付で大臣及び局長から委員会に対して、旧一般ガスみなし小売事業者7社のうち原価

算定期間中の熱海ガスを除く 6 社の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を御確認いただきたい、このように説明してございます。

事務局にて行った評価でございますが、スライド 7 を御覧ください。このスライドの結果を踏まえまして、これをスライド 11 にて記載のとおり、評価の結果及び結論として取りまとめていただきました。

スライド 11 を御覧ください。まず評価の結果でございますが、1 ぽつとして審査基準のステップ 1 のガス事業利益率による基準については、個社の直近 3 ヶ年度平均の利益率が 7 社 10 ヶ年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガスの 1 社であった。

ただし、審査基準のステップ 2、超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準に照らすと、京和ガスは、2020 年度超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近 2 年連続で赤字となっていなかった。

3 つ目のぽつとして、上記よりガス小売事業者 6 社について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動要否の検討対象となる事業者はいなかった。

その上で結論として、最後のぽつですが、以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請命令の申請の必要があるとは認められなかった。

この取りまとめを踏まえまして、また 1 ページに戻っていただきたいのですが、21 行目でございます。経産大臣への回答についてです。22 行目以降ですが、本省所管の対象事業者 1 社について、11 月 1 日付にて、大臣から委員長宛てに意見を求められていることから、委員会として、回答案、7－2、12 スライドにつけてございますが、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととしたいと考えてございます。

なお、経産局所管の対象事業者 5 社については、事後評価の事務を委任している各経産局において、委員長名で局長宛てに回答を行うこととなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回

答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論はございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣へ意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——